



## 第2回 会社の終了—清算人について

柴田篤 千田昌明 タンバ・マヒティワニチャー

初回は、タイにおける会社の終了(一般的に「撤退」と言われる)のプロセスの概要をお話ししました。会社は、終了するに当たり清算のプロセスを踏まなくてはなりません。清算とは、会社が全ての資産を時価状態に換算し、全ての未払い債務を完済するプロセスを指します。

今回は、撤退プロセスにおいての清算人についてご説明します。

■清算人とは何でしょうか？

清算人は、会社の撤退が決定した際に、そ

れに伴う会社の事項を処理するために株主により任命される人物です。撤退のプロセスは、会社の解散に向けて株主の特別決議の可決から始まり、その後、取締役が辞任し、最低1名の会社の授權代理人の役割を果たす清算人が任命されなくてはなりません。

法律上では、清算人は、取締役と同様の会社管理上の力を持ちますが、会社が解散されていることから、清算プロセスの完了まで会社の事項を管理し解決することが清算人の第一目的となります。

### ■誰が清算人になれるのでしょうか？

法律では、清算人に対する要件が明確にされていません。一般的には、成人であり、会社の取締役としての役割を禁じられていない者です。通常だと株主が清算人を任命できなかった場合は、会社の取締役が清算人になるでしょう。

### ■清算人の責任とは？

清算人の義務及び権限に関して民法典に示されています。主な責任についてまとめます。

- ・債務支払について会社の債権者へ連絡
- ・会社に関する事項が解決するまでの会社事業の継続
- ・会社会計のアップデー
- ト及び公認会計士の監査手配
- ・監査済会計の承認及び清算に関する報告の

### ための株主の招集

・清算の進捗について商務省へ3ヶ月毎に申告

・清算の一環として会社資産及び所有物の売却

・会社の全ての清算済残余資産を株主へ配当

### ■清算人の役割を果たす上での注意点

清算人となる人物に對しいくつかの注意事項を提供します。

- ◎外国人清算人の労働許可証及び滞在ビザの有効期限に配慮したプラン
- 清算人の役割を果たす外国人は、会社自身がの労働許可証及び滞在ビザの保証人として必要な資格を維持できていることを確かめなくてはなりません。清算プロセスが遅れた場合、清算人は労働許可証及び滞在ビザの更新をしなくてはならないかも

しれませんし、また、会社が外国人の滞在ビザの保証人として必要な人数のタイ人従業員を確保できない場合、外国人清算人は退職しなくてはなりません。

### ◎債権者に対する会社資金の適切な配分

清算人が会社の債権者に対し適切な債務支払の配分を怠ると、それが清算人個人の責任となるかもしれません。例に挙げると、会社は清算期間中に歳入局の監査を受け、予期せぬ納税義務を課せられるかもしれません。納税義務が確定する前に、清算人がうかつにも会社の残余資金すべてを株主に支払ってしまっ

た場合、会社に支払い能力がないため、清算人は当該課税に対し個人的に責任を負わなくてはならない可能性が出てきます。

タイの会社を終了しようとする外国人投資家の多くは、管理上の負担、必要な時間と費用、そして清算人が被るリスクを過小評価しています。会社の取締役が清算人になる場合、コンプライアンスを確実にし、個人的責任の発生を未然に防ぐためにも、専門的なアドバイス及びサポートを求め慎重を期して対応すべきと言えます。

(今回は、BOIプロジェクトの解約についてお話しします)

**執筆担当者**

柴田篤／パートナー(東京)

専門租税法・国際経済法。オランダ・英国に留学。日本水産時代にタイ合弁会社撤退を担当 90 億円の訴訟を退けた。海外撤退のプロ

千田昌明／パートナー(大阪)

日米タイで移転価格・税関対応などを専門。最近 30 年振りに落語の稽古を再開しバンコクでも披露予定

タンバ・マヒティワニチャー／パートナー(バンコク)

会社法、投資 (BOI)、外国人事業法、関税・輸出入規則に関するアドバイスを提供・サポートが専門。関税法のスペシャリスト